

教育実習について

1 平成30年度に実習を行うことを希望される方

- (1) 教育実習の受け入れのための条件
 - ア 教員志望の意志が固く、教員採用試験を必ず受験する学生であること。
 - イ 原則として、本校の卒業生であること。
- (2) 実習時期

5月下旬から開始の予定です。
(養護教諭の教育実習の時期に関しては、この限りではありません。)
- (3) 申し込み方法
 - ア 平成29年5月1日から7月19日の間に、電話で御津高校教育実習担当に申し込んでください。
 - イ 電話で指示をされた日時に来校してください。その際、大学で用いている申込用紙等を持参してください。
- (4) 受け入れの内諾

受入の内諾については、平成29年9月以降に所属大学宛にその旨の通知を送付します。
- (5) その他
 - ア 本校全体の受け入れ人数には制限があります。また、教科等にも受け入れ人数の制限があります。
 - イ 本校で受け入れができない場合は、他校や中学校に対し、本人および大学から受け入れのお願いをすることになります。
 - ウ 実習承認後も実習生としてふさわしくない行為があれば、実習承認を取り消すことがあります。
 - エ 教員採用試験の結果については、必ず本校担当職員、または指導教員に報告をしてください。

連絡先：御津高校 教務部 教育実習担当
電話 0533-75-4155